

| | | | | | | | |
|----------|-------------|--|-----------------------------|--|--|--|--|
| | | 4 引き続き1年以上県内に事業所を有し、かつ、引き続き1年以上県内において同一事業を営んでいる中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに県内で異業種を営むために設立した中小企業者である会社であって、事業開始後1年未満のもの | | | | | |
| 経営基盤強化資金 | 大型店舗・大企業対策 | 大型店舗又は大企業の進出又は撤退により事業活動に影響を受ける(影響を受けることが見込まれる場合を含む。)中小企業者が一定期間内に必要とする事業資金 | | 設備資金 10年以内(不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内) 運転資金 7年以内 | | | |
| | 地場産業等対策 | 県内の地域産業の振興に寄与する事業を営む次の中小企業者が必要とする事業資金 1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律により認定を受けた振興計画に基づく事業を行う中小企業者 2 知事が指定する地場産業に属する事業を行う中小企業者のうち、経営の合理化又は近代化を行うもの 3 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法により承認を受けた進出計画又は進出円滑化計画に基づく事業を行う中小企業者 | 1億円 | | | | |
| | 観光リゾート対策 | 県内の観光産業の振興又はリゾートゾーンの開発に寄与する事業を営む中小企業者が施設等の整備を行うために必要とする設備資金 | | | | | |
| | 貿易振興・国際化対策 | 貿易振興又は国際化を行う次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 1 貿易又は国際化の振興に寄与するものとして佐賀県貿易協会の推薦を受けた貿易関連事業を営む中小企業者 2 國際標準化機構9000シリーズ又は14000シリーズの認証を受けようとする中小企業者 | 5,000万円(運転資金のみの場合は、2,000万円) | | | | |
| | 環境・省エネルギー対策 | 環境保全・廃棄物抑制又は省エネルギー対策に取り組む次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 1 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 2 再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行う中小企業者 3 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 4 環境への負荷の低減その他環境の保全を図る中小企業者 5 省エネルギー効果のある設備の設置又は改善を行う中小企業者 | | | | | |
| | 高度情報化対策 | 情報処理機器等の整備、ネットワークの構築等の高度情報化を進める中小企業者が必要とする事業資金 | | | | | |
| | 組合等共 | 商店街振興又は組合等による共同事業を行おうとする中小企業者等が | 2億円(運転資 | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--------|---------|--|-----------------------------|---------------|--|--|---------------|
| | | 同事業対策 | <p>必要とする次に掲げる資金</p> <p>1 事業協同組合、商店街振興組合が商店街の近代化又は環境整備を図るために必要とする設備資金</p> <p>2 中小小売商業振興法により認定を受けた商店街整備等支援計画又は佐賀県中小企業団体中央会若しくは支援センター（以下「中央会等」という。）が行う企業診断により適当と認められた計画に基づく事業を実施するために必要とする事業資金</p> <p>3 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第4条第4項各号に掲げる特定事業を行う中小企業者、特定会社若しくは公益法人又は同法第4条第5項第1号から第6号までに掲げる中小売商業高度化事業を行う中小企業者が、認定を受けた特定事業計画又は中小売商業高度化事業計画に基づく事業を行うために必要とする事業資金</p> <p>4 高度化資金の貸付けを受けるまでの間において必要とする資金（つなぎ資金）</p> <p>5 高度化資金の貸付けを受けることが困難な組合又は組合員が中央会等が行う企業診断により適当と認められた共同化計画又は協業化計画に基づく事業を実施するため必要とする事業資金</p> <p>6 高度化資金の貸付対象以外の施設の整備等について自己資金の調達が困難な組合又は組合員が必要とする事業資金</p> | 金のみの場合は、4,000万円) | | | | |
| | | 企業立地等資金 | <p>県内に企業立地等を行う中小企業者（1については、第3条の規定にかかるらず、県内に誘致された中小企業者も含む。）が必要とする次に掲げる資金</p> <p>1 県内における雇用の増大を伴う工場等施設の移転及び拡張を行うために必要とする事業資金</p> <p>2 低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域工業開発地区、農村地域工業等導入促進法第10条に規定する省令で定める地区、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域内又は伊万里団地に企業立地を行うために必要とする設備資金</p> <p>3 佐賀空港を利活用するために必要とする事業資金</p> | 1億円（運転資金のみの場合は、2,000万円） | | | | |
| | | 雇用促進資金 | 高年齢者、障害者又は女性従業員の雇用を促進しようとする中小企業者が、作業を容易にするための作業施設、作業設備等の改善を図るために必要とする事業資金 | 5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円） | | | | |
| | 経営安定化貸 | 経営改善資金 | 次に掲げる中小企業者で、商工会議所等の指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金 | 5,000万円 | 運転資金 10年以内 | | | 1 原則として、月賦償還と |

| | | | | | | | |
|---|---------|--|---|--|---|-----------------------------|--|
| 付 | | 1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者 | | | | する。 2 年以内の据置期間を置くことができる。 | |
| | 円滑化借換資金 | 中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく市町村長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金（中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。）を含む。） | | 年0.71パーセント以内 | | | |
| | 災害復旧資金 | 知事が認める特定の地域において、天災又はこれに準ずる災害で知事が認めるものによる被害を受け、経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者で、当該被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町村長その他知事が必要と認めた者（以下「市町村長等」という。）の証明を受けたものが知事が別に定める期間内に災害復旧を行うために必要とする事業資金 | 市町村長等の証明する被害金額（当該被害金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円） | 有担保 年0.94パーセント以内 無担保 年1.01パーセント以内 | 1 原則として、月賦償還とする。 2 1年以内の据置期間を置くことができる。 | | |

附則第六項を次のように改める。

（臨時対策）

6 平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、別表の創業支援貸付の項中

| | | | | | | | |
|--------|--|--|---|--|--|---|--|
| 独立開業資金 | <p>開業して中小企業者となろうとする者（事業開始後6月に満たない中小企業者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものが商工会議所等の指導に基づき必要とする設備資金及び運転資金（以下「事業資金」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開業しようとする事業と同一の業種に1年以上従事していた者 2 開業しようとする事業に必要な法律上の資格を有する者 3 開業しようとする事業と密接に関連する技能等を公的機関が主催する起業家育成研修、又は公的職業能力開発施設における職業訓練等で修得した者 | <p>必要経費の5分の4以内で、1,200万円（運転資金のみの場合は、必要経費の5分の4以内で、600万円）</p> | <p>設備資金 10年以内 運転資金 7年以内</p> | <p>年 7.4 パー セント以 内</p> | <p>有担保 年0.94パ ーセント以 内 無担保 年1.01パ ーセント以 内</p> | <p>1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあっては、1年以内）の据置期間を置くことができる。</p> | <p>原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徵求することができる。</p> |
|--------|--|--|---|--|--|---|--|

八九八〇六

| | | | | | | |
|--------------|---|--|--|---|---|--|
| 独立開業資金 | <p>開業して中小企業者となろうとする者（事業開始後6月に満たない中小企業者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものが商工会議所等の指導に基づき必要とする設備資金及び運転資金（以下「事業資金」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開業しようとする事業と同一の業種に1年以上従事していた者 2 開業しようとする事業に必要な法律上の資格を有する者 3 開業しようとする事業と密接に関連する技能等を公的機関が主催する起業家育成研修、又は公的職業能力開発施設における職業訓練等で修得した者 | <p>必要経費の5分の4以内で、1,200万円（運転資金のみの場合は、必要経費の5分の4以内で、600万円）</p> | <p>設備資金 10年以内 運転資金 7年以内</p> | <p>年 7.4 パー セント以 内 無担保 年1.01パ ーセント以 内</p> | <p>1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあっては、1年以内）の据置期間を置くことができる。</p> | <p>原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徵求することができる。</p> |
| 独立開業資金（臨時対策） | <p>知事が別に定める独立して中小企業者となろうとする者（事業開始後6月に満たない中小企業者を含む。）で、次のいずれかに該当するものが必要とする事業資金で、支援センターが行う企業診断及び知事が別に定める審査会の審査により適当と認められたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開業しようとする事業と同一の業種に1年以上従事していた者 2 開業しようとする事業に必要な法律上の資格を有する者 3 開業しようとする事業と密接に関連する技能等を公的機関が主催する起業家育成研修又は公的職業能力開発施設における職業訓練等で修得した者 | <p>700万円 ただし、組合にあっては、3,000万円</p> | <p>設備資金 17年以内 運転資金 15年以内</p> | | | <p>1 保証協会の保証付きとする。 2 保証協会が認める1人以上の保証人を必要とする。 3 当該資金により取得した不動産は、原則として担保</p> |

とする。

附則第七項中「該当認定」を削り、「第十一條」を「第十一條」に改める。

附 則

1)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

2)の告示の施行の日前に改正前の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第七条の規定により該当認定申請書等が提出された特別対策資金又は旧要綱第八条の規定により借入申込書等が提出された同資金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第一百六十八号

佐賀県元気企業支援資金融資制度要綱（平成十四年佐賀県告示第百三十八号）の一部を次のよう改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康
佐賀県訓練手当支給要綱（昭和四十一年佐賀県告示第一百七十七号）の一部

を次のように改正する。
平成十六年三月三十一日

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康
佐賀県訓練手当支給要綱（昭和四十一年佐賀県告示第一百七十七号）の一部

を次のように改める。
第一条中「第六条第四号」を「第六条第一号」に、「起業家等支援貸付」を「創業支援貸付」に改める。

第二条中「で、貸付対象者として適当である」とについての財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「支援センター」という。）理事長の認定（以下「該当認定」という。）を受けたもの」を削る。

第六条中「該当認定」を削る。

別表の元気企業育成支援貸付の項の貸付限度額の欄を次のように改める。

一 一級地 四千二百十円

第五条第四項第一号中「別表第一の」を削る。

第九条第一項中「別記様式第一号の〔〕」の下に「（公共職業訓練を受けるために居所を変更した者にあつては、別記様式第一号の〔〕）」を加える。

5,000万円（運転資金のみの場合には、2,000万円）

ただし、特別対策資金要綱の各資金に係る限度額が、上記額を下回る場合は、その下回る額

に供するものとする。

同表の元気企業チャレンジ支援貸付の項の貸付対象の欄中「支援センター」を「財団法人佐賀県地域産業支援センター」に改め、同項の貸付限度額の欄を次のように改める。

3,000万円（運転資金のみの場合は、1,200万円）

附 則

1)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

第十条中「毎月五日」を「毎月七日」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

様式第一号中「受講手当・特定職種受講手当 寄宿手当」を「受講手当
宿手当」に改める。

様式第一号の二の次に次の一様式を加える。

様式第1号の3(第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書

佐賀県知事様

年月日

申請者氏名

訓練手当の支給を受けたいので次のとおり申請します。

| | | | | | |
|----------------------|-----------------|-------|-------------|----------------------------|------|
| ①申請する手当の種類(該当するものに○) | | 基本手当 | 受講手当 | 通所手当 | 寄宿手当 |
| ②申請者の状況 | ふりがな 氏名 | | (性別) 男・女 | (生年月日) 昭・平 年 月 日 生(満 歳) | |
| | 住所又は居所 (入校前) | (入校後) | | | |

③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)

| | | | | | | |
|-------|----|---------|----|-------|---------|----------------|
| 家族の状況 | 氏名 | 申請者との続柄 | 年齢 | 扶養の有無 | 同居・別居の別 | 別居している者の住所又は居所 |
| | | | 歳 | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 歳 | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 歳 | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 歳 | 有・無 | 同・別 | |

④求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 無・有(該当するものに○)

| | | | |
|-----------|---------|---------------|------|
| 雇用保険求職者手当 | 船員失業給付金 | 国家公務員等失業者退職手当 | 生活保護 |
| その他() | | | |

| | | | | |
|--|--------------------------------|--------|------|--------------------|
| (入校年月日) 年 月 日 | | (訓練科目) | 訓練期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 通所距離(km) | 通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 | | | その他() |
| 寄宿舎の入居状況 入居(年 月 日)・入居していない | | | | |
| 上記の申請者は公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 (施設の名称及び所在地) 公共職業能力開発施設の長 団 | | | | |

| | | | | | |
|------------------------------------|--------|--------|-------|---------------------------|--------|
| (適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号) | | | | | |
| (類似の手当の受給) 無・有() | | | (月額) | (受給期間) 自 年 月 日 至 年 月 日 | |
| 添付書類 | | 受講指示書写 | 手帳等の写 | 通所届 | 入寮許可書等 |
| 区分 | 日額(月額) | 確定年月日 | 指定口座 | | |
| 基本手当 | | | 金融機関名 | | |
| 受講手当 | | | 支店名 | | |
| 通所手当 | | | 口座番号 | | |
| 寄宿手当 | | | | | |
| (備考) | | | | | |

様式第三号中

| 通所手当 | 特定職種受講手当 | | |
|--------|----------|--------|--------|
| 日 | 月 | 日 | 月 |
| 数 日 | 額 円 | 数 日 | 額 円 |

を

| 通所手当 | |
|--------|--------|
| 日 | 月 |
| 数 日 | 額 円 |

に改めぬ。

」

)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

●佐賀県告示第一百七十号

佐賀県鳥獣保護員規程(昭和三十八年佐賀県告示第三百四十号)の一部を次

のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第一百七十一号

佐賀県森林巡視員規程(昭和三十六年佐賀県告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第五項を削る。

第八条を削る。

附 則

)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百七十三号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号)の一部を次のように改正する。

「上記の者は、佐賀県鳥獣保護員であることを証する。」に改め、同様式の

佐賀県知事 国

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

(裏)中「農政課」を「生産者支援課」に改めぬ。

)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百七十一号

佐賀県みつばち転飼調整委員会規程(昭和五十九年佐賀県告示第百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第六条中「農政部畜産課」を「生産振興部畜産課」に改める。

附 則

)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百七十一号

佐賀県森林巡視員規程(昭和三十六年佐賀県告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第五項を削る。

第八条を削る。

附 則

)の告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百七十三号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号)の一部を次のように改正する。

「上記の者は、佐賀県鳥獣保護員であることを証する。」に改め、同様式の

佐賀県知事 国

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「基づき、」の下に「林業経営基盤の強化並びに」を加え、「木材の生産又は」を「林業又は木材の生産若しくは」に改める。

第二条第二項中「乾燥材供給促進資金、経営革新等促進資金」を削り、「及び林業経営安定化促進資金」を「林業経営安定化促進資金及び構造改革促進資金」に改める。

第三条中第二号を第三号とし、同条第一号ト中「(明治二十九年法律第八十九号)」及び「(地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 県内に住所を有する次に掲げる者で、法第三条の規定によりその者の作成する林業経営の改善を図るための計画(以下「林業経営改善計画」という。)が適当である旨の知事の認定を受けた者(以下「林業経営改善計画認定者」という。)

イ 森林組合又は森林組合連合会
ロ 森林所有者等の組織する団体

ハ 林業者等の組織する団体

二 造林の事業を行うことを主たる目的とする民法(明治二十九年法律第

八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は第三セクター

(地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人をいう。以下同じ。)で素材生産の事業を併せて行うもの

ホ 生産森林組合

第四条中「種類は、」の下に「林業経営改善計画認定者が当該認定に係る経営改善を図るためにとるべき措置(以下「林業経営改善措置」という。)又は」を加え、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

八 構造改革促進資金 素材生産(高性能林業機械の導入によるものに限る。)

、素材、木材製品若しくは未利用資源の引取り、木材の加工若しくは乾燥

又は新しい木材製品の製造を行うのに必要な運転資金で別表に定めるもの

九 林業経営高度化推進資金 林業を営む者が行う造林に必要な運転資金で別表に定めるもの

第六条(見出しを含む。)中「合理化計画」を「林業経営改善計画又は合理化計画」に改める。

第七条の見出し中「合理化計画」を「林業経営改善計画又は合理化計画」に改め、同条第一項中「合理化計画認定者」を「林業経営改善計画認定者又は合理化計画認定者」に、「合理化計画に」を「林業経営改善計画又は合理化計画に」に、「第四条第一項」を「第一条第一項又は第四条第一項」に改め、同項第一号中「事業」を「林業経営改善計画認定者にあつては林業経営の改善に関する目標の変更、合理化計画認定者にあつては事業」に改め、同条第三項中「第四条第三項」を「第一条第三項又は第四条第三項」に、「合理化計画の」を「林業経営改善計画又は合理化計画の」に改め、「その旨を」の下に「林業経営改善計画認定者又は」を加える。

第八条中「合理化計画認定者」を「林業経営改善計画認定者又は合理化計画認定者」に、「合理化計画書の」を「林業経営改善計画書又は合理化計画書の」に、「合理化措置」を「林業経営改善措置又は合理化措置」に改める。

第九条第二項及び第三項中「合理化計画」を「林業経営改善計画又は合理化計画」に改める。

別表中4の項及び5の項を削り、6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、同表に次の二項を加える。

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| 8 構造改革 促進資金 | 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は数人共同事業体等であつて設備廃棄、製材向上の規模拡大等による再編整備若しくは木材の高次加工等に係る製品及び乾燥材の規模の増大の促進が見込まれるもの又は木材の製造に係る事業体（知事が木材産業等高度化推進運営協議会の意見を聴いて認定したものに限る。）であつて未利用資源の有効活用若しくは新しい木材製品の製造の促進が見込まれるもの、素材生産（高性能林業機械の導入によるものに限る。以下この項において同じ。）、素材、木材製品若しくは未利用資源の引取り、木材の加工若しくは乾燥又は新しい木材製品の製造を行うのに必要な運転資金 | (1) 素材生産を行うのに必要な資金については、立木購入資金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用並びに作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての収運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃（設備廃棄、製材向上の規模拡大等による再編整備又は木材の高次加工等に係る製品及び乾燥材の規模の増大が見込まれる事業に係るものに限る。） | 利 率 短期資金 年7.4% 以内で知事が別に定める利率 |
| | | (2) 素材の引取りを行うのに必要な資金については、素材の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 | 償還期間 短期資金 1年以内 貸付限度額 1億円 (素材の年間平均生産量が10,000 m ³ 以上の者の事業に要する資金、素材の年間引取量が15,000 m ³ 以上の者の事業に要する資金又は木材製品の年間引取量が20,000 m ³ 以上の者の事業に要する資金で、知事が特に認めたものにあつては、2億円) |
| | | (3) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金については、製材等の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 | |
| | | (4) 未利用資源の引取りを行うのに必要な資金については、未利用資源の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び未利用資源の引取りに必要な輸送費（未利用資源の有効活用又は新しい木材製品の製造の事業に係るものに限る。） | |
| | | (5) 木材の加工を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除き、未利用資源の有効活用に係る事業については、環境保全施設に係る作業労賃、電力費及び日燃料費を含む。） | |
| | | (6) 木材の乾燥を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を乾燥するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） | |
| | | (7) 新しい木材製品の製造を行うのに必要な資金については、研究機関への技術開発委託費並び | |

| | | | |
|---------------|------------------------------|---|---|
| | | に実用化に必要な作業労賃、電力費、燃料費及び市場開拓費（未利用資源の有効活用又は新しい木材製品の製造の事業に係るものを除く。） | |
| 9 林業経営高度化推進資金 | 林業を営む者が造林を行うのに必要な短期の運転資金をいう。 | 作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等 | 利 率 短期資金 年7.4% 以内で知事が別に定める利率 償還期間 短期資金 1年以内 貸付限度額 5千万円 (施設実施面積が500ha以上の者の事業に要する資金で、知事が特に認めたものにあつては、2億円) |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二百七十四号

佐賀県屋外広告物審議会規程（昭和三十九年佐賀県告示第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第六条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百七十五号

唐津港臨港地区内の分区の指定（平成四年佐賀県告示第百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本文中「指定する」を「指定し、関係図書は、佐賀県交通政策部港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する」に改め、「関係図書は、佐賀県土木部港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する。」を削る。

●佐賀県告示第二百七十六号

鹿島港臨港地区内の分区の指定（平成四年佐賀県告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本文中「指定する」を「指定し、関係図書は、佐賀県交通政策部港湾課及び

鹿島土木事務所において縦覧に供する」に改め、「関係図書は、佐賀県土木部港湾課及び鹿島土木事務所において縦覧に供する。」を削る。

●佐賀県告示第二百七十七号

伊万里港臨港地区内の分区の指定（平成十六年佐賀県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

本文中「指定する」を「指定し、関係図書は、佐賀県交通政策部港湾課及び伊万里土木事務所において縦覧に供する」に改め、「関係図書は、佐賀県土木部港湾課及び伊万里土木事務所において縦覧に供する。」を削る。

●佐賀県告示第二百七十八号

佐賀県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成十四年佐賀県告示第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条中「土木部建築住宅課内」を「県土づくり本部建築住宅課内」に改める。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百七十九号

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和四十一年佐賀県告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

第一条第一項中「出先機関」を「現地機関」に改める。
附 則
この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県知事 古川康

印 刷 所 西 部 印 刷 企 画 (株)